

P F I 事業に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況（回答）

テ ー マ 名	P F I 事業に関する政策評価結果（総合性確保評価） （平成 20 年 1 月 11 日勧告）
関係行政機関	内閣府（回答日：平成 20 年 9 月 30 日）

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

P F I の推進施策が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を実施

○ 評価の結果

調査対象事業 163 件のうち、VFM(Value For Money)の額及びVFM率の見込みが判明した 106 件（事業が終了した 1 件を含む。）の合計で約 2,726 億円、約 20.3%の公的財政負担の縮減が見込まれており、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

しかし、P F I 事業の各実施段階において、以下のとおりの問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

【事業実施段階における問題・課題】

- ① VFMについて、i) 公共施設等の管理者のVFM算出に関する知識・ノウハウが不十分なため、コンサルタントが算出したVFMを十分チェックしていないものが 16 件ある、ii) VFMの算出のために必要な従来の公共事業とP F Iによる公的負担額を公表しているものは 26 件のみ。さらに、コストの削減根拠や割引率の設定根拠まで公表しているものは、それぞれ 1 件及び 2 件のみ、iii) 民間事業者を選定した際、民間事業者の事業計画に基づくVFMについて、公表していないものが 20 件、算出自体を行っていないものが 12 件あることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。
- ② 官と民とのリスク分担について、i) 同種施設における同様のリスク項目の分担が事業間でまちまちになっている、ii) アンケート結果によると、リスク分担の設定について官と民とで意見の相違があったとするものが、双方で 3 割以上あることなど、官民双方がリスク分担に苦慮している状況がみられる。
- ③ 民間事業者による公共サービスの提供状況や経営状況を公共施設等の管理者等が確認するモニタリングについて、i) 施設の建設段階において完工確認が十分でなかったため、施設が破損し、負傷者が発生した事例が 1 件ある、ii) P F I 事業の経理上の独立性が確保されていないものが 3 件あることなど、モニタリングが十分に行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。
- ④ P F I 事業の発注や応募について、i) 発注者が性能発注としたつもりであっても、民間事業者が仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件あること、ii) 民間事業者の提案費用の平均は約 3,400 万円に上っており、民間事業者から提案に要する負担の軽減を求める意見・要望があることなど、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がみられる。

勧告	回答
<p>1 VFM算出の客観性及び透明性の確保するため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、①VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、②VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、③コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算することや、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方策を充実させること。</p> <p>(2) 特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>2 リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積</p>	<p>① 民間資金等活用事業推進委員会（以下「PFI推進委員会」という。）（平成20年7月開催、以下同じ）において、公共施設等の管理者等におけるVFM算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時のVFMの評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」（平成20年2月公表、以下同じ）において、VFM評価の時点、LCCの算出方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。 なお、今後もVFM算定に係る事例を蓄積し、情報提供を図ることについて検討する予定である。</p> <p>③ 今後、公共施設等の管理者等において、必要な専門的な知識を習得できる研修等の開催など、VFM評価に関する支援方策の充実を図る予定である。</p> <p>① PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」やホームページ等を通じて、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。 また、今後「VFMに関するガイドライン」（平成20年7月改定）の趣旨の普及啓発を行う予定である。</p> <p>○ 今後、独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、「PFIアニュアルレポート」等に掲載するなど情報提供を行うよう検討する予定である。</p> <p>① 今後、リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定</p>

し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

3 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。

4 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。

(1) 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

(2) 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに

である。

② 平成20年7月に開催されたPFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。今後、リスクマネジメントに関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同委員会において、リスク分担の在り方等について検討を行う予定である。

① PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて検討を行い、選定事業者によるセルフモニタリングを的確に行うべきこと、重要な点について公共施設等の管理者等が直接関与することにより質を確保すること等の考え方を整理し、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。

なお、今後も同委員会において検討を行い、「契約に関するガイドライン」への反映などを行っていく予定である。

② 今後、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を検討する予定である。

③ 「PFIアニュアルレポート」において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。

今後もモニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。

○ PFI推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を検討し、その成果を「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」として取りまとめた。

なお、今後も同委員会において検討を行い、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめる予定である。

○ 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成18年11月)について、「PFIアニュアルレポート」やセミナー(平成20年3月開催)等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。

<p>に、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。</p> <p>(4) 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> <p>○ P F I 推進委員会において、提案に係る負担軽減策について検討を行い、「P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」において、事業契約に際しての考え方と条文例を提示するとともに、「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」において、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を提示した。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、それぞれ「契約に関するガイドライン」への反映、「要求水準書作成指針（仮称）」として取りまとめなどを行っていく予定である。</p> <p>○ 「P F I アニュアルレポート」において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後も公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p>
--	--